

岩手県告示第 340 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条第 2 号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成 19 年 4 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

登録番号	肥料の名称	保証成分量・その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
岩手県第 200 号	蒸製毛粉 13	% 全窒素分 13.0	住田フーズ株式会社	気仙郡住田町世田米字火石 5-1	平成 18 年 10 月 15 日
岩手県第 220 号	醗酵けいふん	全窒素 3.0 全りん酸 3.0 全加里 3.0 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	株式会社十文字 バイオアペック ス	岩手県二戸市石切所字火行塚 25 番地	平成 18 年 4 月 1 日
岩手県第 221 号	醗酵けいふんペ レット	全窒素 3.0 全りん酸 3.0 全加里 3.0 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	株式会社十文字 バイオアペック ス	岩手県二戸市石切所字火行塚 25 番地	平成 18 年 4 月 1 日